



第99期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

名古屋市中区新栄一丁目2番8号
本社 CBCホール

目次	第99期定時株主総会招集ご通知 …	1
	議決権の行使についてのご案内……	2
	株主総会参考書類……………	5
	事業報告……………	24
	連結計算書類……………	44
	計算書類……………	46
	監査報告書……………	48

中部日本放送株式会社

証券コード：9402

(証券コード 9402)
2025年6月6日

株 主 各 位

名古屋市中区新栄一丁目2番8号

中部日本放送株式会社

代表取締役社長 升 家 誠 司

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(当社ウェブサイト)

https://hicbc.com/corporation/ir/library/general_meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

(名古屋証券取引所ウェブサイト)

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名」に「中部日本放送」または「コード」に当社証券コード「9402」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに、書面またはインターネットにより、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所	名古屋市中区新栄一丁目2番8号 本社C B Cホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 第2号議案 第3号議案	剰余金の処分の件 取締役14名選任の件 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

1. 電子提供措置事項のうち下記の事項につきましては、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」
「計算書類の個別注記表」
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席される場合



株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

（受付開始時刻は午前9時30分とさせていただきます。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合は、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使される場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案の
賛否をご表示のうえご返送ください。

● インターネットによる議決権行使 ●

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後6時行使分まで



4ページの案内に従って、
各議案の賛否をご入力ください。

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面において、各議案に賛否の表示がない場合は賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

当日ご出席にあたってのご注意

※今後の状況により、本株主総会の運営に変更が生ずる場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
https://hicbc.com/corporation/ir/library/general_meeting/



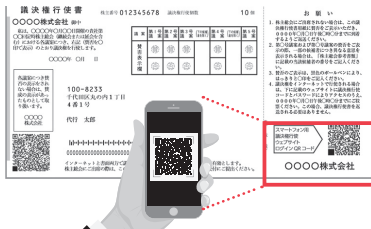
※本株主総会におけるお土産の配布および飲食等の提供はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

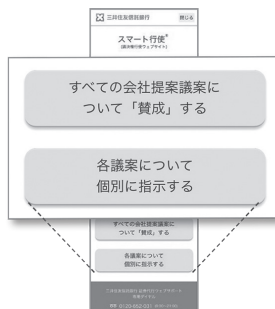
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



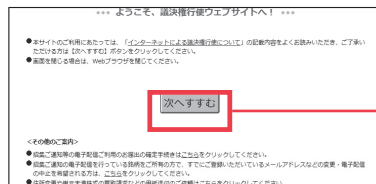
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

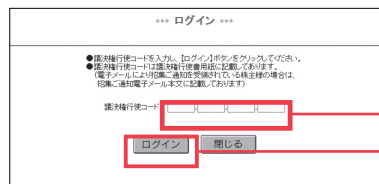
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

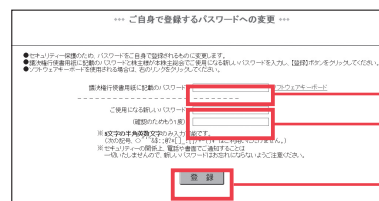
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、放送という公共性の高い事業の性格上、長期にわたり安定した経営基盤を確保することが重要と考えております。

こうしたことから、利益配分に関しましては、安定配当の継続を基本としつつ、さらに、株主の皆さまへの利益還元重視を明確にするため、毎期の業績に連動することとしております。

この方針に基づき、配当金は親会社株主に帰属する当期純利益（連結）の40%を目安とした配当性向を基準といたします。なお、非経常的な特殊要因により、親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する場合等については、その影響を考慮し配当額を決定いたします。また安定配当性を維持するため、1株当たりの年間配当金は10円を下限といたしております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針と当期の業績動向等を総合的に勘案し、1株当たり普通配当15円といたしたいと存じます。これに当社が2025年12月15日に創立75周年を迎えることによる記念配当3円を加え、期末配当は1株当たり18円といたします。中間配当金を1株当たり5円で実施しておりますので、年間の配当金は1株当たり23円となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき	金18円
	配当総額	475,167,834円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日	

第2号議案

取締役14名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		候補者氏名	現在の当社における地位	
1	再任	すぎ 杉 浦 正 樹	代表取締役会長	
2	再任	ます 升 家 誠 司	代表取締役社長	
3	再任	おお 大 石 幼 一	取締役相談役	
4	再任	おか 岡 谷 篤 一	社外	独立 社外取締役
5	再任	やす 安 井 香 一	社外	独立 社外取締役
6	再任	さ 茶 村 俊 一	社外	独立 社外取締役
7	再任	いけ 池 田 桂 子	社外	独立 社外取締役
8	再任	あん 安 藤 隆 司	社外	独立 社外取締役
9	再任	うす 臼 田 信 行	社外	社外取締役
10	再任	さ 佐 々 木 卓	社外	社外取締役
11	再任	まつ 松 波 啓 三	取締役	
12	再任	てら 寺 井 幸 嗣	取締役	
13	再任	の 野 崎 幹 雄	取締役	
14	再任	こ 古 池 計 明	取締役	

候補者 番 号	氏 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	すぎ うら まさ き 杉 浦 正 樹 生年月日 1955年9月30日 所有する当社の株式数 30,200株	1979年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社社長室長 2010年 6 月 当社取締役社長室長兼総務局長 2010年 7 月 当社取締役経営管理総局長 2012年 6 月 当社取締役報道・番組総局長 2013年 6 月 当社常務取締役 2014年 4 月 (株)ＣＢＣテレビ常務取締役 2014年 6 月 同社取締役 2014年 6 月 (株)ＣＢＣラジオ取締役 2014年 6 月 当社代表取締役社長 2020年 6 月 (株)ＣＢＣテレビ代表取締役会長 現在に至る 2020年 6 月 (株)ＣＢＣラジオ代表取締役会長 現在に至る 2022年 4 月 (株)ＣＢＣ Ｄテック代表取締役会長 現在に至る 2023年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る (担当) ＣＢＣグループ会議議長
取締役候補者とした理由		
杉浦正樹氏は、代表取締役会長として当社グループの企業価値向上の諸施策を統括し、現在はＣＢＣグループ会議議長の立場でグループ全体の一層の価値向上に貢献しております。同氏は経営に関する豊富な専門的知識と経験、さらには優れた経営手腕を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	ます いえ せい じ 升 家 誠 司 生年月日 1958年1月27日 所有する当社の株式数 14,800株	1981年4月 当社入社 2011年6月 当社経営管理総局経営戦略センター付局次長兼(株)テクノビジョン（現(株)C B Cラジオ）取締役 2012年4月 当社業務総局営業センター局長（ラジオ担当）兼(株)C B Cラジオ取締役 2013年4月 (株)C B Cラジオ代表取締役社長 2014年6月 当社取締役 2017年6月 (株)C B Cテレビ取締役 2020年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 (株)C B Cラジオ取締役 現在に至る 2023年6月 (株)C B Cテレビ取締役 現在に至る 2023年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
	取締役候補者とした理由	升家誠司氏は、代表取締役社長として当社グループの企業価値向上の諸施策を統括し、グループ全体の一層の価値向上に貢献しております。同氏は経営に関する豊富な専門的知識と経験、さらには優れた経営手腕を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番 号	氏 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	おお いし よう いち 大 石 幼 一 生年月日 1953年2月6日 所有する当社の株式数 43,800株	1975年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社社長室長 2005年 6 月 当社取締役社長室長 2007年 6 月 当社常務取締役 2008年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 9 月 (株)ＣＢＣラジオ取締役 2013年 4 月 同社取締役会長 2014年 4 月 (株)ＣＢＣテレビ代表取締役社長 2014年 6 月 同社取締役会長 2014年 6 月 当社代表取締役会長 2018年 6 月 (株)ＣＢＣテレビ代表取締役会長 2020年 6 月 同社名誉会長 現在に至る 2020年 6 月 (株)ＣＢＣラジオ名誉会長 現在に至る 2023年 6 月 当社取締役相談役 現在に至る
取締役候補者とした理由		大石幼一氏は、代表取締役社長として認定放送持株会社体制への移行を主導し、現在は取締役相談役の立場でグループ全体の一層の価値向上に貢献しております。同氏は経営者として豊富な専門的知識と経験、さらには優れた経営手腕を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	おかやとくいち 岡谷篤一	1985年 5 月 岡谷鋼機(株)代表取締役常務 1990年 5 月 同社代表取締役社長 1997年 6 月 当社取締役 現在に至る 2021年 3 月 岡谷鋼機(株)取締役相談役 現在に至る
再任	生年月日 1944年 5 月 14 日	(重要な兼職の状況) 岡谷鋼機(株) 取締役相談役 テレビ愛知(株) 社外取締役 (株)御園座 社外監査役
社外	所有する当社の株式数 0株	
独立		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岡谷篤一氏は、財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は業務執行の監督や、経営的視点からの助言等を行っていただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって28年であります。同氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	やすいこういち 安井香一	2008年 6 月 東邦瓦斯(株)取締役 常務執行役員 2010年 6 月 同社取締役 専務執行役員 2012年 6 月 同社代表取締役社長 2014年 6 月 当社取締役 現在に至る 2016年 6 月 東邦瓦斯(株)代表取締役会長 2021年 6 月 同社相談役 現在に至る
再任	生年月日 1952年 1 月 8 日	(重要な兼職の状況) 東邦瓦斯(株) 相談役 愛知製鋼(株) 社外取締役
社外	所有する当社の株式数 0株	
独立		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安井香一氏は、財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は業務執行の監督や、経営的視点からの助言等を行っていただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって11年であります。同氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

候補者 番 号	氏 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	茶 村 俊 一 生年月日 1946年1月31日 所有する当社の株式数 0株	2000年 5 月 (株)松坂屋常務取締役 2002年 5 月 同社代表取締役専務取締役 2004年 5 月 同社代表取締役専務執行役員 2006年 5 月 同社代表取締役社長執行役員 2006年 9 月 (株)松坂屋ホールディングス代表取締役社長 2007年 9 月 J. フロント リテイリング(株)取締役 2010年 3 月 同社代表取締役社長 2013年 4 月 同社代表取締役会長 2016年 5 月 同社相談役 2016年 6 月 当社取締役 現在に至る 2020年 5 月 J. フロント リテイリング(株)特別顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) J. フロント リテイリング(株) 特別顧問 (株)スズケン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

茶村俊一氏は、財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は業務執行の監督や、経営的視点からの助言等を行っていただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって9年であります。同氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	いけ だ けい こ 池 田 桂 子 生年月日 1956年8月20日 所有する当社の株式数 0株	1983年 4 月 弁護士登録 1986年 8 月 池田法律事務所（現 池田総合法律事務所・池田特許事務所）設立 パートナー 現在に至る 2000年 7 月 弁理士登録 2017年 4 月 愛知県弁護士会会長 2017年 4 月 日本弁護士連合会副会長 2018年 4 月 中部弁護士会連合会理事長 2019年 6 月 当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 池田総合法律事務所・池田特許事務所 パートナー弁護士、弁理士 カネ美食品(株) 社外取締役 日邦産業(株) 社外取締役 東邦瓦斯(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

池田桂子氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般にわたる専門的な知見を有しており、それらを当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏はこれまで、社外取締役となること以外の方法で、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。選任後は業務執行の監督や、弁護士としての業務経験と幅広い見識に基づき、経営における法務面での助言等を行っていただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって6年であります。同氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	あん どう たか し 安 藤 隆 司	2011年 6 月 名古屋鉄道(株)常務取締役 2013年 6 月 同社代表取締役専務 2015年 6 月 同社代表取締役社長 2019年 6 月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2021年 6 月 同社代表取締役会長 現在に至る 2024年 6 月 当社取締役 現在に至る
再任	生年月日 1955年 2 月 27 日	(重要な兼職の状況) 名古屋鉄道(株) 代表取締役会長 東海テレビ放送(株) 社外取締役 読売中京 F S ホールディングス(株) 取締役(非常勤)
社外	所有する当社の株式数 0株	
独立		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安藤隆司氏は、財界で要職を歴任され、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は業務執行の監督や、経営的視点からの助言等を行っていただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって1年であります。同氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	うす だ のぶ ゆき 臼 田 信 行	2020年 6 月 (株)中日新聞社常務取締役 総務担当 2022年 6 月 同社常務取締役 経営企画担当 2023年 6 月 同社常務取締役 編集担当 現在に至る 2024年 6 月 当社取締役 現在に至る
再任	生年月日 1956年 10 月 9 日	(重要な兼職の状況) (株)中日新聞社 常務取締役 テレビ愛知(株) 社外取締役
社外	所有する当社の株式数 0株	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

臼田信行氏は、言論界で指導的な役割を果たされ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は業務執行の監督や、報道機関、情報インフラとしての当社の経営の在り方についての助言等を行っていただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって1年であります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
10	佐々木卓	2016年4月 (株)東京放送ホールディングス（現 (株)TBSホールディングス。以下、同じ）常務取締役
再任	生年月日 1959年7月5日	2016年4月 (株)TBSテレビ常務取締役
社外	所有する当社の株式数 0株	2017年6月 (株)東京放送ホールディングス専務取締役
		2017年6月 (株)TBSテレビ専務取締役
		2018年6月 (株)東京放送ホールディングス代表取締役社長
		2018年6月 (株)TBSテレビ代表取締役社長
		2024年6月 (株)TBSホールディングス取締役会長 現在に至る
		2024年6月 (株)TBSテレビ取締役会長 現在に至る
		2024年6月 当社取締役 現在に至る
		(重要な兼職の状況)
		(株)TBSホールディングス 取締役会長
		(株)TBSテレビ 取締役会長
		(株)MBSメディアホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐々木卓氏は、認定放送持株会社および放送事業会社の経営者として、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は業務執行の監督や、同じ放送業界の経営者としての観点からの助言等を行っていただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって1年であります。

候補者 番 号	氏 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
11	まつ なみ けい ぞう 松 波 啓 三 生年月日 1963年1月10日 所有する当社の株式数 5,400株	1986年 4 月 当社入社 2017年 7 月 (株)ＣＢＣテレビ報道局長 2019年 1 月 同社報道・制作局長 2019年 7 月 同社執行役員報道・情報制作局長 2020年 7 月 同社執行役員社長室長 2020年 7 月 当社グループ戦略室長 2021年 6 月 (株)ＣＢＣテレビ取締役執行役員社長室長 2021年 7 月 同社取締役常務執行役員 2021年 7 月 当社管理部門担当局長 2023年 6 月 (株)ＣＢＣテレビ代表取締役社長 現在に至る 2023年 6 月 当社取締役 現在に至る (担当) テレビ事業担当 (株)ＣＢＣテレビ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

松波啓三氏は、当社グループの主要会社である株式会社ＣＢＣテレビの代表取締役社長として同社の経営を担い、グループ全体の一層の価値向上に貢献しております。同氏は経営に関する豊富な専門的知識と経験、さらには優れた経営手腕を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
12	寺井幸嗣	1981年4月 当社入社
再任	生年月日 1958年9月5日	2010年7月 当社大阪支社長
	所有する当社の株式数 10,699株	2014年4月 (株)C B C テレビ大阪支社長
		2014年7月 同社東京支社長
		2016年7月 同社執行役員東京支社長
		2018年6月 同社社長室付局長兼 (株)C B C ラジオ代表取締役副社長
		2018年10月 当社グループ戦略室付兼 (株)C B C ラジオ代表取締役副社長
		2020年6月 (株)C B C テレビ取締役 現在に至る
		2020年6月 (株)C B C ラジオ代表取締役社長 現在に至る
		2020年6月 当社取締役 現在に至る (担当)
		ラジオ事業担当
		(株)C B C ラジオ代表取締役社長
取締役候補者とした理由		
寺井幸嗣氏は、当社グループの主要会社である株式会社C B C ラジオの代表取締役社長として同社の経営を担い、グループ全体の一層の価値向上に貢献しております。同氏は経営に関する豊富な専門的知識と経験、さらには優れた経営手腕を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
13	野 崎 幹 雄 の ざき みき お 生年月日 1958年6月26日 所有する当社の株式数 8,000株	1981年 4 月 当社入社 2012年 7 月 当社東京営業センター長 2014年 7 月 (株)ＣＢＣテレビ執行役員営業総局長 2017年 7 月 同社常務執行役員営業総局長 2018年 6 月 同社取締役常務執行役員 2020年 6 月 同社取締役専務執行役員 現在に至る 2020年 6 月 当社取締役 現在に至る (担当) テレビ事業担当補佐 (株)ＣＢＣテレビ取締役専務執行役員

取締役候補者とした理由

野崎幹雄氏は、当社グループの主要会社である株式会社ＣＢＣテレビの取締役専務執行役員として同社の経営を担い、グループ全体の一層の価値向上に貢献しております。同氏は経営に関する豊富な専門的知識と経験、さらには優れた経営手腕を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番 号	氏 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
14	古 池 計 明 こ いけ かず あき 生年月日 1960年12月15日 所有する当社の株式数 8,400株	1984年 4 月 当社入社 2014年 7 月 (株)ＣＢＣテレビ社長室長 2014年 7 月 当社グループ戦略室長 2017年 7 月 (株)ＣＢＣテレビ編成・制作局長 2018年 7 月 同社執行役員編成・制作局長 2019年 1 月 同社執行役員編成局長 2019年 7 月 同社執行役員営業局長 2020年 6 月 同社取締役執行役員営業局長 2020年 7 月 同社取締役常務執行役員東京支社長 2023年 6 月 (株)ケイマックス代表取締役 現在に至る 2023年 6 月 当社取締役 現在に至る (担当) 企画制作事業担当 (株)ケイマックス代表取締役

取締役候補者とした理由

古池計明氏は、当社グループの主要会社である株式会社ケイマックスの代表取締役として同社の経営を担い、グループ全体の一層の価値向上に貢献しております。同氏は経営に関する豊富な専門的知識と経験、さらには優れた経営手腕を有しているため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡谷篤一、安井香一、茶村俊一、池田桂子、安藤隆司、臼田信行、佐々木卓の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 臼田信行氏は2023年6月まで、当社の特定関係事業者である(株)中日新聞保険サービスの社外取締役でありました。
4. 当社は、社外取締役候補者である岡谷篤一、安井香一、茶村俊一、池田桂子、安藤隆司、臼田信行、佐々木卓の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。当該保険契約では、すべての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社のすべての役員であり、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
6. 安井香一氏が2021年6月まで取締役として在任していた東邦瓦斯株式会社は、過年度の家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、2024年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法に関する警告を受けました。また同委員会により、過年度の大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。
7. 池田桂子氏が社外監査役として在任している東邦瓦斯株式会社は、過年度の家庭用都市ガス等の供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電力に関して、2024年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法に関する警告を受けました。また同委員会により、過年度の大口需要家向け都市ガスの供給に関して、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。同氏は本事業発生後、報告を受けるまで認識しておりませんでした。同氏はそれまでの法令遵守の観点からの発言に加え、これらの事案の原因究明や再発防止に資する提言などを行いました。

(ご参考)

下表は、取締役に対して、特に期待する専門性・経験を示しております。(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

氏名	企業 経営	業界 知見	営業 マーケティング	I T 放送技術	財務 会計	法務 コンプライアンス	人材 マネジメント
杉 浦 正 樹	●	●		●	●	●	●
升 家 誠 司	●	●		●			●
大 石 幼 一	●	●			●	●	●
岡 谷 篤 一 (社外) 独 立	●						
安 井 香 一 (社外) 独 立	●						
茶 村 俊 一 (社外) 独 立	●						
池 田 桂 子 (社外) 独 立						●	
安 藤 隆 司 (社外) 独 立	●						●
臼 田 信 行 (社外)		●					
佐 々 木 卓 (社外)	●	●			●		●
松 波 啓 三	●	●			●	●	●
寺 井 幸 嗣		●	●				●
野 崎 幹 雄		●	●				
古 池 計 明		●	●			●	●

(注) 上記は、各取締役の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2009年6月26日開催の当社第83期定時株主総会において、月額3,800万円以内（うち社外取締役分は月額350万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、これらとは別に、賞与を年額7,900万円以内（うち社外取締役分900万円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5,000万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.45%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.55%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告38頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、後述（ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は14名（うち社外取締役7名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様のため、対象取締役は7名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について)

本議案をご承認いただいた場合に変更を予定している取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬諮問委員会の審議および答申を経て、取締役会にて決議いたします。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。取締役の報酬は固定給の基本報酬と業績連動報酬および非金銭報酬により構成しており、社外取締役の報酬は業務執行を行うものではないことを踏まえて基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会および取締役会が、インセンティブ機能や業績連動との適正性など決定方針との整合性を確認しており、当事業年度の実績の報酬の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの当社グループの連結経常利益を反映した現金報酬とし、株主総会で承認された限度額の範囲内で、各事業年度の連結経常利益をもとに算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしています。また、非金銭報酬は、事業年度ごとの当社グループの連結経常利益を反映した譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で承認された限度額の範囲内で、各事業年度の前年度の連結経常利益をもとに算出された株式数を毎年、一定の時期に付与することとしています。連結経常利益をもとに算出しているのは、取締役の経営責任を明確にするために最も適した指標と考えられるからです。

なお、当社は2025年度の業績連動報酬（業務執行取締役に対する利益連動給与）の算定方法を、2025年5月12日開催の報酬諮問委員会の審議を経て、2025年6月27日開催の取締役会において、従来の当該事業年度の経常利益（連結）の金額に100分の2.5を乗じた金額から変更し、2025年度の経常利益（連結）の金額に100分の1.5を乗じた金額とし、7,000万円を超えない金額とすることを決議する予定です。

また、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、前事業年度となる2025年度の経常利益（連結）の金額に100分の1.0を乗じた金額をもとに算出された株式数を、2026年度から付与する予定です。

以 上

事業報告 2024年4月1日から2025年3月31日まで

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかに回復しているものの、物価の上昇の継続により、個人消費の持ち直しには一部に足踏みが残りまし
た。また、金融資本市場の変動リスクや不安定な世界情勢、アメリカの政策動向などにより、先行き不透明な状況が続きました。

一方、当社グループに影響を与える広告市況につきましては、概ね堅調に推移しました。

このような事業環境の下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、332億96百万円（前期比2.1%増）となりました。利益面では、営業利益は15億46百万円（前期比11.9%増）、経常利益は21億16百万円（前期比2.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億31百万円（前期比12.2%増）となりました。

〈メディアコンテンツ関連〉

当セグメントは、当社、(株)CBCテレビ、(株)CBCラジオ、(株)CBCクリエイション、(株)CBCコミュニケーションズ、(株)ケイマックスならびに(株)CBC Dテックで構成されます。

当期を初年度とする「中期経営計画2024-2026」では、「地域」「コンテンツ」「人材」の3つをキーワードに掲げ、「従来の放送ビジネス」の再価値化（リブランディング）により視聴率の向上と広告価値の適正化を目指す一方、「新たな柱」としてアニメ、ドラマ、映画など「知的財産（IP）事業」や、放送枠以外の商品を開発する「ビジネスプロデュース（BP）事業」を成長させ、新たな収益ポートフォリオの構築を進めてまいりました。

視聴率向上への取り組みとしてCBCテレビでは、平日午後の生情報番組強化に注力しました。放送開始から12年を迎えた情報生ワイド番組『ゴゴスマ～GOGO!Smile!～』（月～金曜 13:55～15:49放送）は、名古屋地区の個人視聴率で同時間帯1位（2期連続）を獲得したほか、関東地区でも初の同時間帯1位をとるなど他地区でも視聴率の上昇傾向が見られました。放送エリアがさらに増え、現在全国25局40都道府県で放送されています。

また平日夕方のニュース情報番組『チャント!』（月～金曜 15:49～19:00放送）は、東海3県の暮らしに役立つ情報から社会性の高いニュースの深掘りまで、“地元”にこだわった放送を展開しています。

情報生ワイド番組『なるほどプレゼンター! 花咲かタイムズ』（土曜 9:25～11:30放送）は、個人および世帯視聴率で放送開始から17年連続同時間帯1位となるなど、週末の情報番組として地域を代表する存在になっています。

2023年10月にゴールデンタイムのレギュラー番組としてスタートした『太田×石井のデララバ』（水曜 19:00～20:00放送）は、爆笑問題の太田光と『ゴゴスマ』の石井亮次アナウンサーが東海地方の地元ネタを徹底的に掘り下げる番組です。全国ネット番組がひしめくゴールデンタイムで個人視聴率が同時間帯1位を獲得した日もあり、ＣＢＣテレビの新たなフラッグシップ番組として成長しています。

また、『歩道・車道バラエティ 道との遭遇』（火曜 23:56～24:44放送）は、全国の「道」をテーマに独自の切り口で展開する内容が評価され、放送文化基金賞のエンターテインメント部門で最優秀賞を受賞しました。

I P事業の一環としてスタートしたアニメビジネスについては、全国ネット『アガルアニメ』 枠（日曜 23:30～24:00放送）を立ち上げ、『転生貴族、鑑定スキルで成り上がる』、『キン肉マン 完璧超人始祖編』を放送しました。数ある全国ネットのアニメ枠のなかでも注目の枠となっており、視聴率も好調で幸先のよいスタートを切っています。

こうした放送活動の結果、当期のＣＢＣテレビの年間視聴率は、個人全体で全日帯（6:00～24:00）が2.6%、ゴールデンタイム（19:00～22:00）が4.2%、プライムタイム（19:00～23:00）が4.0%となりました。

当期は映画の出資も積極的に行いました。前期の4作品を大きく上回る10作品に出資し、なかでも『ラストマイル』が400万人以上の観客を動員し、興行収入59億円に、また『グランメゾン・パリ』が約280万人の観客を動員し、興行収入40億円を超える大ヒットになりました。

イベント部門では、『第64回中日クラウンズ』（5月）に4日間で2万人を超える観客が来場し当日券の販売が大幅に伸びました。また名古屋を代表するクラシックの祭典『第47回名古屋国際音楽祭』（4～7月）も前年を上回る売上となりました。

放送枠以外でスポンサーのニーズに寄り添った商品開発を行うB P事業としては、名古屋国際会議場で開催したミドルシニアに向けたイベント『セカンドライフフェス』（12月）や栄の久屋大通公園で開催した『5ちゃん春祭り』（3月）などで協賛セールスを積極的に進めたほか、商業施設や公共スペースでの販売促進イベントを受託し、売上を伸ばしました。

配信部門では、T V e r を強化し『ゲンキの時間』『太田×石井のデララバ』などのレギュラー番組や日本民間放送連盟賞（番組部門 テレビバラエティ 優秀）受賞の『ハートフルワールド』など単発番組を配信するほか、Y o u T u b eでも『CBCニュース』や『CBCドキュメンタリー』、『燃えドラc h』などが好調で、チャンネル登録者数が増加しています。

CBCラジオでは、2024年の春改編で、25年続いた『多田しげおの気分爽快!! 朝からP・O・N』に代わり『CBCラジオ #プラス!』(月～金曜 6:30～9:00放送)がスタートしました。CBCの若手・中堅アナウンサーがMCを務め、ニュースからエンターテインメント情報までリスナーの朝にプラスになる情報をお届けしています。

またリスナー層の拡大を目指すべく、前期に引き続き若年層向け施策を実施しました。CBCラジオのパーソナリティの座をかけ、東海3県の高校生が番組制作力を競い合うコンテスト『トーク甲子園』を実施し、優勝した現役高校生による新番組『たっちゃん部』(火曜 21:30～21:40放送)を放送しました。

またradioでは、ライブ聴取とタイムフリー聴取を合わせた総合計で、聴取者の数、再生時間、再生回数の全てにおいて中京圏エリア1位となり、聴取者の数は前期から順調に伸びています。

ラジオ主催のイベントも多数開催しました。恒例の『CBCラジオ夏まつり』(7月)や、『CBCラジオ春の終活文化祭～シニアにYELL!～』(3月)をはじめ、豊田スタジアムで開催した『三河ラジオフェス&とよた軽まつり』(4月)、『CBCラジオ秋まつりinリトルワールド』(11月)などの大型イベントが盛況を博し、グッズ販売も好調で収益の向上に貢献しました。

このような事業活動の展開により、当期はテレビタイム収入やテレビスポット収入が増加しました。一方で、映像コンテンツ制作を営む子会社において受注の減少がありましたが、「メディアコンテンツ関連」の売上高は304億90百万円(前期比2.3%増)となりました。

利益面では、テレビタイム収入やテレビスポット収入の増収に加え、固定費の減少などにより、営業利益は3億59百万円(前期比77.8%増)となりました。

〈不動産関連〉

当セグメントは、当社と㈱千代田会館ならびに㈱CBCビップスで構成されます。

「不動産関連」は、名古屋栄地区の賃貸ビルにおいて増収となったことにより、売上高は18億62百万円(前期比0.4%増)となりました。

利益面では、修繕費の増加などにより、営業利益は10億79百万円(前期比0.1%減)となりました。

〈その他〉

ゴルフ場事業を営む(株)南山カントリークラブならびに保険代理業などを営む(株)ＣＢＣビップスで構成される「その他」は、ＣＢＣビップスにおいて前期に大型設備更新工事の受注があった反動減などにより、売上高は９億４３百万円（前期比０.８％減）、営業利益は１億７百万円（前期比６.２％減）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループは総額１１億４６百万円の設備投資を実施いたしました。

主なものとしては、テレビ中継用の無線基地局の更新（１億４０百万円）や、ＣＢＣ放送センターの冷暖房機の更新（９１百万円）、またゴルフ場のクラブハウスにおいてリフォームおよび耐震工事の一部（８４百万円）などを行いました。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第96期 (2021年度)	第97期 (2022年度)	第98期 (2023年度)	第99期 (当連結会計年度) (2024年度)
売 上 高 (百万円)	32,757	32,713	32,625	33,296
経 常 利 益 (百万円)	2,204	1,773	2,062	2,116
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	1,313	1,065	1,186	1,331
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	49.77	40.35	44.96	50.43
総 資 産 (百万円)	76,297	75,426	86,795	88,782
純 資 産 (百万円)	59,935	61,350	70,115	71,834

(4) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

重要な子会社（連結対象子会社）は9社であります。

会 社 名	資本金 (百万円)	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(株) C B C テ レ ビ	100	100.0	放送法による放送事業（テレビの放送）、番組制作販売、音楽・スポーツ等のイベント等
(株) C B C ラ ジ オ	10	100.0	放送法による放送事業（ラジオの放送）
(株) C B C ク リ エ イ シ ョ ン	40	100.0	放送番組の企画制作
(株) C B C コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	30	100.0	広告代理業
(株) ケ イ マ ッ ク ス	50	80.0	放送番組・動画コンテンツ等の制作および販売
(株) C B C D テ ッ ク	10	100.0	テレビの送出技術関連業務、制作技術関連業務、デザイン関連業務、システム関連業務
(株) 千 代 田 会 館	300	66.6	不動産の所有・賃貸・管理
(株) 南山カントリークラブ	10	100.0	ゴルフ場の経営
(株) C B C ビ ッ プ ス	60	100.0	不動産の所有・賃貸・管理、保険代理業、OA機器販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の 合計額 (百万円)	当社の 総資産額 (百万円)
(株) C B C テ レ ビ	名古屋市中区新栄一丁目2番8号	16,738	75,434

(5) 対処すべき課題

日本で初めての民間放送として1951年にラジオ放送を開始した中部日本放送は2025年12月、「創立75周年」を迎えます。私たちはこれまで、自らの取材にもとづき、社会で起きている事象を伝え、健全な娯楽や役に立つ情報でこの地域の皆様の喜怒哀楽に変わらず寄り添ってまいりました。

一方でスマートフォンの登場により社会には膨大な量の情報があふれ、様々な業界でデジタル化が加速度的に進んでいます。「いつでも」「どこでも」「なんにでも」アクセス可能な社会は生活を便利にしましたが、同時に「フィルターバブル」「エコーチェンバー」「アテンションエコノミー」といった現象が顕在化しています。SNSの拡散力は時に二元論や分断をうみ、国内外の選挙結果に大きな影響を与えています。そして、我々既存のメディアは「オールドメディア」と称され、その存在意義を問われています。

また近年、我が国は生命の危機に直結する記録的な猛暑や頻発する豪雨災害など、かつてない自然の猛威に晒されています。8月には、日向灘を震源とする地震の発生を受け、気象庁が初めて「南海トラフ地震臨時情報」を発表するなど、切迫した状況が現実味を帯びてきています。

情報に対する信頼が揺らぎ、予測不能な災害の脅威に生活が脅かされる今こそ、放送が持つ公共性と信頼性が、社会から強く求められています。私たち放送局が長きにわたり培ってきた「信頼」こそ、何物にも代えがたい最大の財産であります。そして、これからも真に価値ある良質なコンテンツを提供し続けることが、地域の皆様からの更なる信頼を勝ち得る唯一の道です。

創立75周年を機に、私たちはあらためてその使命を認識し、これからも時代の変化を的確に捉え、培ってきた信頼を礎とし、新たな情報発信の可能性を追求し、地域社会の発展に貢献してまいります。

フェアな姿勢でデジタル化社会に「信頼」を

「信頼」を失わずに維持していくためには、「フェア」＝公正でなければなりません。ルールを守るコンプライアンスだけが「フェア」ではありません。社会の規範や価値観は時代とともに変わるからです。私たちは多様性や人権などを大切にし、コンプライアンスの先にある「フェア」な姿勢で時代にあった新しい価値を生み出していかなければなりません。

現在、社会において人権侵害やハラスメントに対して、これまで以上に厳しい視線が注がれています。私たちは従前から「CBCグループ行動憲章」（2007年3月）、「CBCグループ人権方針」（2023年12月）を掲げ、その精神と内容を徹底してきました。

我々には公共の電波を預かっている責任があります。公共性への自覚と、放送事業者としての倫理観を持ち、いかなる状況においても「フェア」を追求し続け、社会の信頼に応えてまいります。

「中期経営計画2024-2026」

当社は「地域で最も信頼されるメディアコンテンツグループとして地域社会の経済や文化の発展に寄与し続ける」という普遍的な経営方針のもと、当期を初年度とする「中期経営計画2024-2026」を策定しました。

本計画実行にあたり、大切にしている3つのキーワードがあります。それは「地域」「コンテンツ」「人財」です。信頼を培い、最重要マーケットである「地域」から、グループ成長のため我々が生み出していくのが「コンテンツ」です。「コンテンツ」はエリアを超えグローバルにも展開できますし、放送や配信で発信されるものだけでなく、グループ各社が提供する商品・サービスもそのひとつと考えています。そして、最も大切なものは成長戦略の原動力であり財産でもある「人財」です。

当社は2014年以降、認定放送持株会社体制を敷いています。グループの主力である放送ビジネスを取り巻く環境は配信プラットフォームの成長により、厳しさを増しています。グループ成長のため、2030年にあるべき姿を定め、「収益構造改革」と「デジタル推進」を2つの改革の柱とし、戦略の転換により、収益ポートフォリオの最適化を図ることを進めています。

デジタル時代における競争力向上のため、各社の自立と協調を促しつつ、グループ全体のトータルマネジメントを行い、すべてのリソースを有効に活用して、C B Cグループを発展させていきます。

〈メディアコンテンツ関連〉

生活におけるメディア全体への接触時間は増え、2024年の日本の総広告費はインターネット広告費がけん引役となり3年連続で過去最高を更新しました。テレビの総個人視聴率・P U T（=Persons Using Television）は減少傾向が続いていますが、スポットを中心とするテレビCMへの広告主の需要はむしろ大きくなっています。2024年はラジオに加えて、地上波テレビも3年ぶりに総広告費が前年実績を上回り、当社グループのC B Cテレビ、C B Cラジオはともに増収となっています。デジタル広告はターゲットのセグメントが容易にでき、広告効果の検証もしやすいというメリットがある一方で、詐欺広告やブランドセーフティ等のリスクが顕在化しており、放送広告の公共性や安全性があらためて評価されつつあります。こういった環境下で、「従来の放送ビジネス」の再価値化（リブランディング）で視聴率の向上と広告価格の適正化を目指してまいります。

一方で「新たな収益の柱」として、アニメ、ドラマ、映画など「知的財産（I P）事業」や、放送枠以外の商品を開発する「ビジネスプロデュース（B P）事業」を成長させ、新たな収益ポートフォリオの構築も進めています。

I P事業の取り組みとして、4月に日曜夜のアニメ放送枠を『アガルアニメ』（日曜 23:30～24:00放送）としてスタートし、全国へ向けてアニメコンテンツを放送しています。アニメに限らず、デジタルや海外など、エリアを越えたコンテンツ流通に積極的に取り組んでまいります。

B P事業は、放送に加えてC B CのI P、デジタル、リアルなどを複合的に組み合わせ、スポンサーの課題を解決する領域です。12月には『セカンドライフフェス』、3月には大規模イベント『5 チャン春祭り』を開催するなど、自主運営のイベントには多くの企業に協賛をいただきました。

C B Cテレビで放送中の番組では、『ゴゴスマ』（月～金曜 13:55～15:49放送）が、関東での放送開始10年目で初めて関東地区で個人視聴率同時時間帯1位を獲得しました。2025年4月以降は金曜日のみローカルで1時間放送時間を拡大してさらなる番組の可能性を追求しています。また、平日夕方のワイド番組の『チャント！』は18時15分からの45分間、ローカルニュースに特化した番組『n e w s X（ニュースクロス）』（月～金曜 18:15～19:00放送）を新たにスタートしました。ローカル報道のフラッグシップとしての役割を担います。

C B Cラジオも4月、朝の情報番組をリニューアルし『C B Cラジオ #プラス！』（月～金曜 6:30～9:00放送）がスタートし、幅広い世代の方にお楽しみいただいています。

デジタル化が急速に進む社会において持続的な成長を実現するためには、D X（デジタルトランスフォーメーション）への積極的な取り組みが不可欠です。データの活用を進め、ビジネス価値を創造し競争優位性につなげるとともに、D Xを推進することにより、業務の効率化も進めてまいります。放送機能の先進化に向けては、テクノロジーの進展に合わせた新たな設備投資も必要です。また、報道機関である当社グループは、いつ、いかなるときも、その役割を果たし続けていく使命があるため、財務基盤を常に強化し続ける必要があります。そして、テクノロジーの進化をはじめとする社会の動きに的確に対応できるよう、多様な人材の採用や育成を進め、組織の成長につながる「人財」の育成を行ってまいります。

〈不動産関連〉

保有資産の「選択と集中」戦略に基づき、新たなポートフォリオの構築を行った不動産関連事業は、安定的な収益をもたらしました。引き続き、保有資産の収益率向上に努め、グループを支える収益基盤の強化に向け、さらなる高度利用の検討を進めていきます。

〈その他〉

その他の各社における事業に関しては、メディアグループの一員として放送事業を支える機能を強化するとともに、CBCのブランド力を活かしたさらなる連携、協業を推進し、グループ外売上の拡大を図ります。

メディアコンテンツグループとしての使命、SDGs達成への貢献

当社は、当地域でいち早く「SDGメディア・コンパクト」に加盟し、テレビやラジオなどを通じて啓蒙活動に注力してきました。CBCグループはSDGs宣言をし、地域に根差したメディアコンテンツグループとして、SDGs達成に貢献していきます。

～CBCグループSDGs宣言～

CBCグループは、国際社会の共通目標として掲げられたSDGsに賛同し、「地域で最も信頼されるメディアコンテンツグループ」を目指して、様々な価値の創造、正確で有益な情報発信を続けていきます。

視聴者・リスナーをはじめ、地域の皆さまとともに様々な問題を考え、行動し、全ての人々が笑顔で日々を暮らせる未来を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

事業	事業内容
メディアコンテンツ関連	放送法による放送事業（テレビおよびラジオの放送） 放送番組の制作・販売 動画コンテンツ等の制作・販売 音楽、スポーツ等のイベント 住宅展示場関連事業 広告代理業
不動産関連	不動産賃貸・管理、太陽光発電事業
その他	ゴルフ場の経営、保険代理業

(7) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区

② 主要な子会社

会社名	所在地
(株) C B C テレビ	名古屋市中区
(株) C B C ラジオ	名古屋市中区
(株) C B C クリエイション	名古屋市中区
(株) C B C コミュニケーションズ	名古屋市中区
(株) ケイマックス	東京都港区
(株) C B C D テック	名古屋市中区
(株) 千代田会館	東京都千代田区
(株) 南山カントリークラブ	愛知県豊田市
(株) C B C ビップス	名古屋市中区

(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
735名	40名増

(注) 従業員数は、就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	7名減	53.4歳	26.9年

(注) 従業員数は、社外から当社への出向者および兼務出向者を含む就業人数であります。

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000千株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 26,400千株 |
| (3) 株主数 | 3,589名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（千株）	持 株 比 率（％）
株 式 会 社 中 日 新 聞 社	2,602	9.85
竹 田 本 社 株 式 会 社	1,700	6.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,300	4.92
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,167	4.42
株 式 会 社 ナ ゴ ヤ ド ー ム	1,040	3.93
中 部 電 力 株 式 会 社	883	3.34
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	825	3.12
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	822	3.11
小 林 茂	791	3.00
日 本 電 気 株 式 会 社	696	2.64

- (注) 1. 持株数は千株未満、持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（1,787株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉 浦 正 樹	CBCグループ会議議長
代表取締役社長	升 家 誠 司	
取締役相談役	大 石 幼 一	
取 締 役	岡 谷 篤 一	岡谷鋼機株式会社 取締役相談役
取 締 役	安 井 香 一	東邦瓦斯株式会社 相談役
取 締 役	茶 村 俊 一	J.フロント リテイリング株式会社 特別顧問
取 締 役	池 田 桂 子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 パートナー弁護士、 弁理士
取 締 役	安 藤 隆 司	名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長
取 締 役	臼 田 信 行	株式会社中日新聞社 常務取締役
取 締 役	佐 々 木 卓	株式会社TBSホールディングス 取締役会長 株式会社TBSテレビ 取締役会長
取 締 役	松 波 啓 三	テレビ事業担当 株式会社CBCテレビ 代表取締役社長
取 締 役	寺 井 幸 嗣	ラジオ事業担当 株式会社CBCラジオ 代表取締役社長
取 締 役	野 崎 幹 雄	テレビ事業担当補佐 株式会社CBCテレビ 取締役専務執行役員
取 締 役	古 池 計 明	企画制作事業担当 株式会社ケイマックス 代表取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 道 之	
常 勤 監 査 役	富 田 悦 司	
監 査 役	柴 田 昌 治	日本碍子株式会社 特別顧問
監 査 役	小 笠 原 剛	株式会社三菱UFJ銀行 顧問 株式会社御園座 代表取締役会長
監 査 役	勝 野 哲	中部電力株式会社 代表取締役会長

- (注) 1. 取締役 岡谷篤一、安井香一、茶村俊一、池田桂子、安藤隆司、臼田信行、佐々木卓の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 柴田昌治、小笠原剛、勝野哲の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 岡谷篤一、安井香一、茶村俊一、池田桂子、安藤隆司の各氏および監査役 柴田昌治、小笠原剛、勝野哲の各氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

4. 社外役員の重要な兼職の状況は、後記「(5) 社外役員に関する事項 ①重要な兼職先と当社との関係」に記載しております。
5. 監査役 富田悦司氏は、当社の経理部長を務めるなど財務・経理部門を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 岡谷篤一、安井香一、茶村俊一、池田桂子、安藤隆司、臼田信行、佐々木卓の各氏および社外監査役 柴田昌治、小笠原剛、勝野哲の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。当該保険契約では、すべての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。なお、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為、意図的な違法行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社のすべての役員です。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動等 業績報酬	
取締役 (うち社外取締役)	290 (39)	237 (39)	52 (-)	17 (10)
監査役 (うち社外監査役)	71 (16)	67 (16)	4 (-)	7 (5)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの当社グループの連結経常利益を反映した現金報酬とし、株主総会で承認された限度額の範囲内で、各事業年度の連結経常利益をもとに算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしています。連結経常利益をもとに算出しているのは、取締役の経営責任を明確にするために最も適した指標と考えられるからです。なお、当期における実績値は「1」企業集団の現況に関する事項 (3) 財産および損益の状況の推移に記載しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役および監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第83期定時株主総会で決議しており、その内容は、取締役報酬を月額3,800万円以内（うち社外取締役分は月額350万円以内）、監査役報酬を月額600万円以内とし、これらとは別に、賞与年額9,000万円以内（取締役分7,900万円以内（うち社外取締役分900万円以内）、監査役分1,100万円以内）とするものであります。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名（うち社外取締役は6名）、監査役の員数は5名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、独立社外取締役が過半数を占める任意の報酬諮問委員会の審議および答申を経て、取締役会にて決議いたします。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。取締役の報酬は

固定給の基本報酬と業績連動報酬により構成しており、社外取締役の報酬は業務執行を行うものではないことを踏まえて基本報酬のみを支払うこととしています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会および取締役会が、インセンティブ機能や業績連動との適正性など決定方針との整合性を確認しており、当事業年度の取締役の報酬の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会にて代表取締役社長の升家誠司に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の職責に応じた基本報酬の額の決定であり、その権限を委任した理由は、当社全体の事業・業績について、それらのすべてを把握している代表取締役社長の決定によることが最も適切であると判断したからであります。

なお、当社は、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定するにあたっては、報酬諮問委員会から適切な関与・助言を得ることにより、その権限が適切に行使されるようにするための措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役	岡 谷 篤 一	岡谷鋼機株式会社 取締役相談役 テレビ愛知株式会社 社外取締役 株式会社御園座 社外監査役
取締役	安 井 香 一	東邦瓦斯株式会社 相談役 愛知製鋼株式会社 社外取締役
取締役	茶 村 俊 一	J.フロント リテイリング株式会社 特別顧問 株式会社スズケン 社外取締役
取締役	池 田 桂 子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 パートナー弁護士、 弁理士 カネ美食品株式会社 社外取締役 日邦産業株式会社 社外取締役 東邦瓦斯株式会社 社外監査役
取締役	安 藤 隆 司	名古屋鉄道株式会社 代表取締役会長 東海テレビ放送株式会社 社外取締役
取締役	臼 田 信 行	株式会社中日新聞社 常務取締役 テレビ愛知株式会社 社外取締役
取締役	佐 々 木 卓	株式会社TBSホールディングス 取締役会長 株式会社TBSテレビ 取締役会長 株式会社MB Sメディアホールディングス 社外取締役
監査役	柴 田 昌 治	日本碍子株式会社 特別顧問 テレビ愛知株式会社 社外取締役
監査役	小 笠 原 剛	株式会社三菱UFJ銀行 顧問 株式会社御園座 代表取締役会長 株式会社スズケン 社外取締役 タキヒヨー株式会社 社外取締役 名古屋鉄道株式会社 社外監査役
監査役	勝 野 哲	中部電力株式会社 代表取締役会長

(注) 株式会社中日新聞社と当社子会社の間には、イベント事業等の取引関係があります。
株式会社TBSテレビは、当社子会社と同じ放送ネットワーク局として取引関係があります。また、テレビ愛知株式会社および東海テレビ放送株式会社は、当社子会社と競業関係にあります。その他の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	岡 谷 篤 一	11回開催された取締役会すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を行いました。財界で要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行の監督と経営全般への助言を行う等、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
取 締 役	安 井 香 一	11回開催された取締役会すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を行いました。財界で要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行の監督と経営全般への助言を行う等、社外取締役としての職責を十分に果たしました。また、報酬諮問委員会の委員を務めております。
取 締 役	茶 村 俊 一	11回開催された取締役会すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を行いました。財界で要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行の監督と経営全般への助言を行う等、社外取締役としての職責を十分に果たしました。また、報酬諮問委員会の委員を務めております。
取 締 役	池 田 桂 子	11回開催された取締役会すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を行いました。弁護士としての豊富な経験と法務全般にわたる幅広い見識に基づき、独立した立場から業務執行の監督と経営における法務面での助言を行う等、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
取 締 役	安 藤 隆 司	9回開催された取締役会のうち7回に出席し、議案の審議に必要な発言を行いました。財界で要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行の監督と経営全般への助言を行う等、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
取 締 役	臼 田 信 行	9回開催された取締役会のうちすべてに出席し、議案の審議に必要な発言を行いました。言論界で指導的な役割を果たされている豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行の監督と報道機関としての在り方についての助言を行う等、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
取 締 役	佐 々 木 卓	9回開催された取締役会のうち8回に出席し、議案の審議に必要な発言を行いました。認定放送持株会社および放送事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行の監督と同じ放送業界の経営者としての視点からの助言を行う等、社外取締役としての職責を十分に果たしました。
監 査 役	柴 田 昌 治	11回開催された取締役会のうち10回、6回開催された監査役会すべてに出席し、意思決定の妥当・公正性を確保するための提言等を行いました。
監 査 役	小 笠 原 剛	9回開催された取締役会のうち8回、4回開催された監査役会すべてに出席し、意思決定の妥当・公正性を確保するための提言等を行いました。
監 査 役	勝 野 哲	9回開催された取締役会と4回開催された監査役会すべてに出席し、意思決定の妥当・公正性を確保するための提言等を行いました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、当社は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、放送という公共性の高い事業の性格上、長期にわたり安定した経営基盤を確保することが重要と考えております。

こうしたことから、利益配分に関しましては、安定配当の継続を基本としつつ、さらに、株主の皆さまへの利益還元重視を明確にするため、毎期の業績に連動することとしております。

この方針に基づき、配当金は親会社株主に帰属する当期純利益（連結）の40％を目安とした配当性向を基準といたします。なお、非経常的な特殊要因により、親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する場合等については、その影響を考慮し配当額を決定いたします。また安定配当性を維持するため、1株当たりの年間配当金は10円を下限といたしております。

また、今後も原則として、中間配当として9月30日、期末配当として3月31日を基準日とした年2回の配当を継続する予定です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,031	流 動 負 債	5,937
現金及び預金	13,020	支払手形及び買掛金	271
受取手形及び売掛金	7,289	1年内償還予定の社債	10
有価証券	100	未払費用	3,276
棚卸資産	36	未払法人税等	422
その他	2,585	契約負債	445
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	39
固 定 資 産	65,751	その他	1,473
有形固定資産	32,922	固 定 負 債	11,010
建物及び構築物	11,810	繰延税金負債	5,930
機械装置及び運搬具	4,283	役員退職慰労引当金	28
土地	16,257	永年勤続表彰引当金	23
建設仮勘定	98	退職給付に係る負債	880
その他	472	資産除去債務	107
無形固定資産	965	長期預り保証金	4,012
のれん	609	その他	27
その他	356	負 債 合 計	16,948
投資その他の資産	31,863	純 資 産 の 部	
投資有価証券	28,956	株 主 資 本	56,917
退職給付に係る資産	1,723	資 本 金	1,320
繰延税金資産	585	資 本 剰 余 金	654
その他	713	利 益 剰 余 金	54,945
貸倒引当金	△114	自 己 株 式	△1
		その他の包括利益累計額	13,407
		その他有価証券評価差額金	12,179
		退職給付に係る調整累計額	1,227
		非支配株主持分	1,509
		純 資 産 合 計	71,834
資 産 合 計	88,782	負 債 純 資 産 合 計	88,782

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,296
売上原価		18,921
売上総利益		14,375
販売費及び一般管理費		12,828
営業利益		1,546
営業外収益		585
受取利息	23	
受取配当金	521	
雑収入	41	
営業外費用		16
支払利息	0	
租税公課	0	
固定資産除却損	0	
投資事業組合運用損	13	
雑損	0	
経常利益		2,116
特別利益		60
抱合せ株式消滅差益	37	
投資有価証券売却益	23	7
特別損失		
減損損失	6	
固定資産除却損	1	
税金等調整前当期純利益		2,169
法人税、住民税及び事業税	838	782
法人税等調整額	△55	
当期純利益		1,386
非支配株主に帰属する当期純利益		55
親会社株主に帰属する当期純利益		1,331

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,440	流 動 負 債	7,170
現 金 及 び 預 金	5,228	短 期 借 入 金	6,600
売 掛 金	160	未 払 金	245
貯 蔵 品	7	未 払 費 用	165
前 払 費 用	23	未 払 法 人 税 等	31
未 収 入 金	15	未 払 事 業 所 税	10
そ の 他	2,004	未 払 消 費 税 等	4
固 定 資 産	67,994	そ の 他	113
有 形 固 定 資 産	21,298	固 定 負 債	5,933
建 築 物	9,855	繰 延 税 金 負 債	4,816
構 築 物	91	資 産 除 去 債 務	10
機 械 及 び 装 置	158	長 期 預 り 保 証 金	1,079
工 具、器 具 及 び 備 品	389	そ の 他	27
土 地	10,802	負 債 合 計	13,103
建 設 仮 勘 定	1	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	36	株 主 資 本	50,982
ソ フ ト ウ エ ア	12	資 本 金	1,320
そ の 他	23	資 本 剰 余 金	654
投 資 そ の 他 の 資 産	46,659	資 本 準 備 金	654
投 資 有 価 証 券	25,227	利 益 剰 余 金	49,009
関 係 会 社 株 式	20,878	利 益 準 備 金	330
破 産 更 生 債 権 等	7	そ の 他 利 益 剰 余 金	48,679
差 入 保 証 金	327	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,031
そ の 他	301	別 途 積 立 金	45,000
貸 倒 引 当 金	△83	繰 越 利 益 剰 余 金	2,648
		自 己 株 式	△1
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,349
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,349
資 産 合 計	75,434	純 資 産 合 計	62,331
		負 債 純 資 産 合 計	75,434

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		4,010
営 業 費 用		3,493
営 業 利 益		517
営 業 外 収 益		517
受 取 利 息 及 び 配 当 金	499	
雑 収 入	18	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	13	34
雑 損 失	1	
経 常 利 益		1,000
特 別 利 益		23
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23	
特 別 損 失		
減 損 損 失	6	6
税 引 前 当 期 純 利 益		1,018
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	93	88
法 人 税 等 調 整 額	△5	
当 期 純 利 益		930

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

中部日本放送株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦 生
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 由 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部日本放送株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部日本放送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

中部日本放送株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦 生
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 石 原 由 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部日本放送株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人 トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人 トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

中 部 日 本 放 送 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 伊 藤 道 之 ㊞

常 勤 監 査 役 富 田 悦 司 ㊞

社 外 監 査 役 柴 田 昌 治 ㊞

社 外 監 査 役 小 笠 原 剛 ㊞

社 外 監 査 役 勝 野 哲 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

会場 名古屋市中区新栄一丁目2番8号〔本社CBCホール〕



交通のご案内	地下鉄東山線	新栄町駅 1番出口	徒歩約5分	本社CBCホール
	地下鉄東山線	栄駅 12番出口	徒歩約10分	
	地下鉄桜通線	高岳駅 3番出口	徒歩約10分	

※駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。

